

## 裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

平成24年4月9日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護申請却下決定に係る審査請求について次のとおり裁決する。

### 主 文

が、審査請求人に対して行なった平成24年3月1日に決定した生活保護申請却下処分を取り消す。

### 理 由

#### 第1 事案の概要

##### 1 審査請求に至る経緯

（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第1項に基づき、平成24年月3日1日付で審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護申請却下の決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人は、これを不服として、平成24年4月9日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

##### 2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、保護申請却下決定通知書によると「申請人は、長年、最低生活費を上回る収入（自身の障害年金や母の老齢年金及び軍用地料等）でもって母との生活を維持してきたにもかかわらず、親族間の諍いを契機に单身生活を行い、自ら急迫状態を作りだし最低生活維持困難と主張するのは、自己の収入（障害年金）に見合った生活設計とはいいい難く、理由がない。

母は年金や軍用地料収入を得ており、申請人への扶養能力は十分にあると思慮され、主は母からの援助を受け生活維持可能と思慮される。その他、申請人の自動車売却益により当面生活維持可能である。よって、これらの理由により保護申請を却下する。」としている。

これに対して請求人は「自分の精神状態の安定のためには、[REDACTED]に帰れない、又、母親の収入では私への援助はこんなんである。」と主張している。

本件審査請求については、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取消及び保護の開始決定を求めるものと解する。

## 第2 当庁の認定した事実及び判断

### 1 認定事実

- (1) 請求人は、平成元年から平成23年11月まで、[REDACTED]において母親と生活していたこと。
- (2) 請求人が居住していた上記(1)の同一敷地内にある別棟に、従弟が居住していること。
- (3) 請求人は、平成23年12月16日から[REDACTED]のアパート（家賃月額30,000円）で单身生活を開始し、平成23年12月19日に処分庁に対して、单身世帯として法による保護申請を行ったこと。また、前住所地からの転居理由は、同一敷地内に住む従弟から水道の蛇口をきちんと閉めないことを咎められたこと、過去に包丁を持ち出されて脅されたことがトラウマになっていること等であること。
- (4) 請求人は、障害基礎年金を受給していること。その受給額は、65,741円/月であること。
- (5) 請求人が、平成24年1月15日に自動車を売却したこと。その売却益は150,000円であり、うち70,000円を母親に渡したこと。
- (6) 処分庁は、請求人は母親と共に、最低生活費を上回る生活を維持してきたにもかかわらず、上記(3)の争いを契機に单身生活を行い、自ら急迫状態を作りだし最低生活維持困難と主張するのは理由がないとし、本件処分に至っていること。

## 2 判断

### (1) 法令等

ア 法第1条では、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と、この法律の目的を定めている。

イ 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、保護の補足性について定めている。

ウ 法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、第2項では「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ。」と、基準及び程度の原則について定めている。

エ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10では、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」としている。

オ 生活保護問答集について（平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「別冊問答集」という。）問10-6の答では「生活困窮という状態は、ある程度の時間の経過のうちにあらわれるものであり、収入の額が変動する世帯については、3か月程度の実績を考慮しなければ保護の要否が判断されないもの」とする一方で、申請月まで3か月の平均収入充当額を要否判定の基準とすることが妥当でない場合とし

て、「過去3か月間に平常期待できないような収入があった等のため平均額を用いることが不適當な場合」としている。

カ 法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と、世帯単位の原則について定めている。

キ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日 社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第1の5）では、生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱って差しつかえないとしている。

ク 次官通知第1では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていなかったも、同一世帯として認定することが適當であるときは、同様とすること。」としている。

ケ 生活保護による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1-1では、居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合として、

(1) 出かせぎをしている場合

(2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合

(3) 夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合

(4) 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合

(5) 病気治療のため病院等に入院又は入所している場合

(6) 職業能力開発校等に入所している場合

(7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合を示している。

(2) 本件処分について

法による保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされているところ（法令等カ）、ここでいう世帯とは、「収入及び支出、即ち、

家計を一にする消費生活上の一単位。」と「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（昭和26年12月15日）」では、解釈されている。

また、世帯の認定の取り扱いについては、法令等キ、ク、ケの記載のとおりであるところ、請求人は、平成23年12月16日に母親と居住を別に行っているものの（認定事実(3)）、同年1月15日に売却した自動車の売却益の一部を母親に仕送りしていることから（認定事実(5)）、請求人と母親を同一世帯とみる余地があるが、その仕送りは平常期待できないような収入に基づく単発的な仕送りに過ぎないものであり、法令等ケの「居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合」のいずれにも該当しないことから、請求人と母親は別世帯として取り扱われるものとする。

生活保護費の支給額については、法令等ウ、エに記載のとおり、厚生労働大臣の定める基準に基づいて算出される最低生活費から、収入充当額との対比によって決定されること、当庁が仮に算定した請求人に対する保護費は以下のとおりとなり、要保護状態にあったことが認められる。

	平成24年3月	備考
第1類 (a)	29,590円	●級地一●
第2類 (b)	33,660円	
冬季加算 (c)	2,390円	
住宅費 (d)	30,000円	
障害者加算 (e)	15,400円	
医療費見込み (f)	2,500円	
最低生活費合計 (A=a~f)	113,540円	
年金収入 (g)	65,741円	
手持金 (h)	0円	
収入充当額 (B=g~h)	65,741円	
保護費支給額 (A-B)	▲47,799円	

請求人は、単身世帯であるところ、最低生活費の算定については、衣食等に係る第1類 (a) は41歳~59歳基準額の29,590円、世帯に係る第2類 (b) は33,660円、冬季加算 (c) は2,390円、住宅費 (d) は30,000円、請求人の障害者加算 (e) が15,400円、医療費見込み (f) は自立支援医療制度により2,500円が計上され、最低生活費の合計額 ( (a) から (f) までの合計額 ) は113,540円となる。

収入充当額については、年金収入 (g) は障害基礎年金の65,741円が認

められ、収入充当額合計（(g) から (h) までの合計額）は 65,741 円である。

なお、自動車売却益は法令等（オ）により要否判定の基準額には採用していない。

このように請求人が要保護状態にあったにもかかわらず、自ら急迫状態を作りだし最低生活維持困難と主張するのは理由がない等として却下したこと（認定事実(6)）には、違法性が認められる。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成24年10月18日

沖縄県知事  
仲井眞 弘